

平成 28 年度行政評価等プログラム

平成 28 年 4 月

総 務 省

平成 28 年度行政評価等プログラム

平成 28 年 4 月
総 務 省

平成 28 年度以降の行政評価局調査テーマ及び行政評価局機能に係る当面の業務運営方針を以下のとおり定める。

また、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）第 13 条に規定する計画について、別紙のとおり定める。

1 総論

総務省行政評価局は、政府内にあって施策や事業の担当府省とは異なる立場から、「行政評価局調査」、「政策評価の推進」及び「行政相談」の三つの機能を通じて、行政上の課題の解決を図るとともに、国民に信頼される質の高い行政の実現を目指す。

（行政評価局調査）

各府省の政策や業務の実施状況に係る調査（政策評価法第 12 条第 1 項に基づく政策の評価（以下「政策の評価」という。）及び総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 12 号に基づく評価及び監視（以下「行政評価・監視」という。)) の実施を通じて、各府省の政策効果や業務運営上の課題を実証的に把握・分析し、政策や制度・業務運営の見直し、改善方策について勧告等を行う。

これら調査の実施の検討に資するため、各府省における施策の実施状況や行政上の課題等について、常時、情報の収集・整理・分析を行う活動（以下「常時監視活動」という。）を行う。

（政策評価の推進）

政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検（別紙 1(2)に定める評価活動をいう。以下同じ。）等により、政策評価の質及び実効性の一層の向上を図る。

(行政相談)

国民の行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、関係行政機関等にあっせん・通知を行うことにより、個々の苦情の解決や行政の制度・運営の改善を図る。

また、業務の遂行に当たっては、上記の三つの機能間の効果的な連携を図るとともに、これらの機能を十分に発揮するため、管区行政評価局・行政評価事務所による全国ネットワークの活用を図る。

2 行政評価局調査

(1) 調査テーマの選定

政策評価審議会において、総務省が調査テーマを選定する際によって立つべき基本的考え方の審議が行われ、

- ① 経済社会環境の変化に即した見直し
- ② 国としての重点政策に係る府省横断的な課題把握
- ③ 公共サービス提供の多様化に対応した国民目線の課題把握
- ④ 共通の政策視点を持った総合的なアプローチ

の四つの視点などを内容とする「行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方」（平成28年2月23日）が同審議会により取りまとめられた。

総務省としては、これを踏まえ、また、常時監視活動を通じて収集・整理・分析した情報に基づき、以下の調査テーマを選定した。

ア 平成28年度に本調査に着手する調査テーマ及び想定する調査事項は以下のとおりとする。

<政策の評価を予定しているもの>

○農林漁業の6次産業化の推進

〔 6次産業の市場規模に係る目標の進捗状況及び達成の見通しや6次産業化事業の活用状況・実施状況・実施効果 等 〕

○クールジャパンの推進

〔 クールジャパンの推進に係る目標の進捗状況や、コンテンツ等の海外展開の促進、日本食・食文化の海外展開、日本産酒類の輸出促進に関する国の政策・施策の効果の発現状況 等 〕

<行政評価・監視を予定しているもの>

○いじめ防止対策の推進

教育再生に向けての重要課題であるいじめ防止対策（早期発見・早期対応対策、インターネットを通じて行われるいじめ対策、外部専門家を活用した取組、地域関係機関との連携協力推進 等）の実施状況等

○介護施策

高齢化が進む中で、介護離職の状況、介護保険事業の実施状況、指導監督の実施状況 等

○感染症対策

出入国者数の増加等を踏まえた感染症の水際対策、国内における発生予防対策、発生に備えた体制整備の状況 等

○買物弱者対策

高齢化や過疎化が進む中で、様々な主体が提供する買物弱者対策の取組状況、関係機関の連携状況や継続的な取組となるための意見・要望 等

○公的住宅供給

人口構成の変化など、経済社会環境の変化を踏まえた公営住宅等公的賃貸住宅の整備状況、公営住宅の管理・運営 等

○貸切バス等の安全確保対策

貸切バス事業者における安全確保対策の実施状況、旅行業者に対する指導・監督状況 等

○小型家電リサイクルの推進

新規施策の実施に際する市町村の取組状況、回収方法・回収量と費用対効果、個人情報保護対策・盗難防止対策や認定事業者に対する監督指導の状況 等

○公文書等管理

行政機関における行政文書の管理状況、独立行政法人・国立大学法人等における法人文書の管理状況や国立公文書館等への移管の状況 等

○申請手続等の見直し

申請手続の簡素化に対する都道府県・市町村・民間団体等の意見・要望や当該意見・要望を踏まえた国の関係府省における実態 等

イ 平成 29 年度及び 30 年度の本調査着手を検討する調査テーマは以下のとおりとし、28 年度中に必要な事前調査、情報収集等の準備活動を行うものとする。

<政策の評価を予定しているもの>

- 障害者施策
- 女性の活躍推進

<行政評価・監視を予定しているもの>

- 消費者事故対策
- 政府開発援助
- 児童虐待の防止等
- 労働者の健康確保対策
- 子育て支援（保育施設の安全対策）
- 認知症対策
- 年金業務の運営
- 食品の安全確保
- 農地の集積・集約化
- 再生可能エネルギー
- 火山防災
- 空き家対策
- 航空行政
- 原子力防災業務
- 公共調達
- 行政の I C T 化

これに加え、内閣の重要課題に係る各府省の施策、年金業務の実施状況、事故・災害等の社会問題を契機として明らかになった行政課題等についての常時監視活動の結果、必要と考えられる場合には、上記ア及びイにかかわらず臨時調査を実施するものとする。

また、内閣における規制改革の議論の動向を踏まえつつ、許認可等の実態を把握する。さらに、地域的な行政課題について、管区行政評価局・行政評価事務所の発意による調査を実施する。

なお、平成 27 年度末において本調査着手済みの調査テーマは以下のとおりである。

<政策の評価>

- グローバル人材育成の推進

<行政評価・監視>

- 地域活性化
- がん対策
- 子育て支援（子どもの預かり施設）

- 発達障害者支援
- 有料老人ホームの運営
- 森林の管理・活用

- イノベーション政策の推進
- 地下街等地下空間利用施設の安全対策等
- 土砂災害対策

- アスベスト対策
- 個人情報の保護

(2) 調査実施に際する留意事項

行政評価局調査を実施するに際しては、以下の事項に留意するものとする。

- ① 本調査の準備、調査結果の分析に当たり、必要に応じ、政策評価審議会の委員を始めとする学識経験者等の知見の活用に努めるものとする。また、関係者の意見等を積極的に把握するものとする。
- ② 調査の実施に当たっては、関連する予算や制度、新規施策の設計又は改善に的確に反映されるよう、適時に行うものとする。
- ③ 調査結果については、予算要求や制度改正等に的確に反映されるものとなるよう、適時に公表することを目指すとともに、効果的な情報発信となるよう中間的な公表を行うことも含めて工夫するものとする。
- ④ 既往の調査結果に関するフォローアップを適時に実施するものとする。フォローアップに際し、調査時に把握した個別の問題がある場合には、当該問題の解消等の「個別の効果」についても把握するものとし、これが必ずしも明らかでない場合には、フォローアップ調査を実施するものとする。
- ⑤ 各テーマの調査手法等を検討する過程においては、政策の評価として実施するか、行政評価・監視として実施するかについて、臨機に検討を行うものとする。

3 政策評価の推進

政策評価については、評価の質を向上させ、政策の見直し・改善により活用されることを目指し、以下の取組を行う。

その際、政策評価審議会の委員を始めとする学識経験者等の知見を活用する。

(1) 目標管理型の政策評価の推進

「目標管理型の政策評価の改善方策（平成 27 年度）」（平成 28 年 2 月 23 日政策評価審議会政策評価制度部会）が取りまとめられたところであり、これを基に評価の質の向上、メリハリのある評価の実施等を推進するとともに、引き続き各府省の評価の実例を踏まえた改善方策の検討を行う。

施策と当該施策の達成手段である事務事業に係る状況を一体的に把握・見直しできるように、行政事業レビューとの連携を推進する。

また、「経済・財政再生計画」の P D C A サイクルにおいて政策評価の活用を可能にするための取組を行う。

(2) 規制の事前評価の推進

「規制に係る政策評価の改善方策（平成 27 年度）」（平成 28 年 2 月 23 日政策評価審議会政策評価制度部会）が取りまとめられたところであり、これを基に評価の質の向上を推進するとともに、規制改革会議等の関係機関とも連携しつつ、評価の活用の推進、メリハリのある評価の実施等に向けて、引き続き各府省の評価の実例を踏まえた改善方策の検討を行う。

(3) 公共事業評価の推進

政策評価の客観性及び厳格性を確保するため、管区行政評価局・行政評価事務所の現地調査機能も活用した情報の収集・分析を行うなど、より事業の実態を踏まえた点検を重点化を図りつつ実施する。また、公共事業評価の実効性を高めるため、点検で把握した課題の分析及び改善方策の検討を行う。

(4) 租税特別措置等に係る政策評価の推進

政策評価の客観性及び厳格性を確保し、税制改正作業に有用な情報を提供するため、点検を重点化を図りつつ実施する。

(5) その他

政策評価に関する共通の理解と専門的知識の向上等に資するため、政策評価等に従事する職員に対して研修等を実施する。また、「政策評価ポータルサイト」を活用し、国民等への情報提供を行う。

4 行政相談

個々の相談事案への真摯な対応・迅速な解決を図るとともに、相談事案及び行政相談委員意見を端緒とした行政の制度・運営の改善につなげる活動に努める。「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプラン」（平成25年4月改定）を踏まえて以下の活動を展開する。

なお、平成27年度まで総務省で行っていた年金記録確認業務については、移行後の厚生労働省における年金記録訂正業務の円滑な実施のため、引き続き支援する。

(1) 行政相談委員との協働

行政相談委員としての経験年数や活動状況に応じたきめ細やかな研修及び支援活動を展開し、行政評価局と行政相談委員との協働に努める。

(2) 国、地方公共団体、各種相談機関・委員等との連携推進

公益社団法人全国行政相談委員連合協議会を始めとする行政相談委員の団体と連携しつつ、国の機関、地方公共団体及び各種の相談機関・委員との協力や関係構築に努める。特に、行政相談週間（10月）を中心に開設する一日合同行政相談所や災害時における特別行政相談活動においては、関係行政機関等との連携を推進する。

なお、これら団体等との連携を進める中で、行政相談委員への多様な人材の確保にも配慮する。

(3) 相談情報の活用

行政相談総合システムを活用し、相談事案及び行政相談委員意見から得られる情報の分析・行政課題の抽出を行う。また、行政苦情救済推進会議構成員の知見の活用や行政評価局調査との連携を図り、行政の制度・運営の改善につなげる。

(4) 広報の強化

コミュニティFM、ケーブルテレビ等の地域密着型メディアの協力を得る活動を積極的に展開するとともに、効果的・効率的な広報のために、行政相談による改善事例の積極的な発信等を行う。

また、行政相談委員が地域において広報活動の一環として行う行政相談出前教室や行政相談懇談会などへの支援に努める。

(5) 国際協力の推進

国際オンブズマン協会（IOI）、アジア・オンブズマン協会（AOA）等を通じて海外の苦情処理機関との知見の共有を図る。ベトナム社会主義共和国国家監察省と取り交わした覚書に基づく活動（独立行政法人国際協力機構の実施する研修への協力受託を含む。）を引き続き行うなど、我が国の行政相談の仕組みの紹介等による国際的な貢献に努める。

5 その他

本プログラムについては、平成29年度当初までに見直すものとする。また、平成28年度内であっても、業務の進捗状況等を踏まえ、必要があれば、随時見直す。

(別紙)

総務省が行う政策の評価に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）第 13 条に基づき、平成 28 年度以降の 3 年間についての総務省が行う政策の評価に関する計画を以下のとおり定める。

1 評価の実施に関する基本的な方針

政策評価法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく評価に関して、「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）を踏まえ、以下の取組を推進する。

(1) 統一性・総合性確保評価に関する活動方針（政策評価法第 12 条第 1 項の規定によるもの）

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、政府全体として目指す一定の方向性の下に、重要性・必要性等を見極めた上で統一性又は総合性を確保する必要がある政策について積極的に実施する。

(2) 政策評価の客観性を担保するための評価活動（政策評価法第 12 条第 2 項の規定によるもの）

行政機関による再評価等の実施の必要性の認定及びこれを踏まえた政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に至る一連の活動については、次のとおり取り組む。また、政策評価の改善方策の検討状況も踏まえつつ、点検の一段の見直し・改善に向けた検討を行う。

① 各行政機関における政策評価の実施状況の把握

各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局・行政評価事務所の現地調査機能も活用し、情報の収集・分析を行う。

② 各行政機関が実施した政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための点検

各行政機関が実施した政策評価について、必要な点検を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。

2 平成 28 年度から 30 年度までの 3 か年に実施する評価のテーマ

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価として実施するテーマは、平成 28 年 2 月に政策評価審議会によって示された「行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方」の視点を踏まえて選定する。

平成 28 年度に実施するテーマは、27 年度から引き続き実施する「グローバル人材育成の推進」のほか、「農林漁業の 6 次産業化の推進」、「クールジャパンの推進」とする。また、29 年度及び 30 年度については、「障害者施策」、「女性の活躍推進」の実施を検討することとする。

3 その他評価の実施に関する重要事項

(1) 学識経験者の知見の活用

評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向上を図る観点から、学識経験者の知見を活用する。その際、特に、評価の設計や分析に関し、政策評価審議会の調査審議に付議する。

(2) 改善措置状況のフォローアップ

勧告に対する各行政機関の改善措置状況をフォローアップし、政策への反映状況と政策効果を十分に確認する。

(3) 評価に関する情報の公表

「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて、総務省が行う政策の評価に関する情報を公表する。

(別表)

【行政評価局調査テーマ】

| 本調査着手済み | 28年度本調査着手 | 29、30年度本調査着手検討 |
|---|--|--|
| <p>＜政策の評価＞</p> <ul style="list-style-type: none">○グローバル人材育成の推進 <p>＜行政評価・監視＞</p> <ul style="list-style-type: none">○地域活性化○がん対策○子育て支援(子どもの預かり施設)○発達障害者支援○有料老人ホームの運営○森林の管理・活用○イノベーション政策の推進○地下街等地下空間利用施設の安全対策等○土砂災害対策○アスベスト対策○個人情報の保護 | <p>＜政策の評価＞</p> <ul style="list-style-type: none">○農林漁業の6次産業化の推進○クールジャパンの推進 <p>＜行政評価・監視＞</p> <ul style="list-style-type: none">○いじめ防止対策の推進○介護施策○感染症対策○買物弱者対策○公的住宅供給○貸切バス等の安全確保対策○小型家電リサイクルの推進○公文書等管理○申請手続等の見直し | <p>＜政策の評価＞</p> <ul style="list-style-type: none">○障害者施策○女性の活躍推進 <p>＜行政評価・監視＞</p> <ul style="list-style-type: none">○消費者事故対策○政府開発援助○児童虐待の防止等○労働者の健康確保対策○子育て支援(保育施設の安全対策)○認知症対策○年金業務の運営○食品の安全確保○農地の集積・集約化○再生可能エネルギー○火山防災○空き家対策○航空行政○原子力防災業務○公共調達○行政のICT化 |

参 考 资 料

目 次

◎ 行政評価局調査テーマの概要

【政策の評価】

- ① 農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価（総合性確保評価） …… 1
- ② クールジャパンの推進に関する政策評価（総合性確保評価） …… 2

【行政評価・監視】

- ① いじめ防止対策の推進に関する調査 …… 3
- ② 介護施策に関する行政評価・監視 …… 4
- ③ 感染症対策に関する行政評価・監視 …… 5
- ④ 買物弱者対策に関する実態調査 …… 6
- ⑤ 公的住宅供給に関する行政評価・監視 …… 7
- ⑥ 貸切バス等の安全確保対策に関する行政評価・監視 …… 8
- ⑦ 小型家電リサイクルの推進に関する行政評価・監視 …… 9
- ⑧ 公文書等管理に関する行政評価・監視 …… 10
- ⑨ 申請手続等の見直しに関する調査 …… 11

- ◎ 行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方（平成28年2月23日政策評価審議会） …… 12

* 次ページ以降の「行政評価局調査テーマの概要」の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価局調査テーマの概要

| | |
|---|--|
| 実施年度 | 平成28年度 |
| テーマ | 農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価（総合性確保評価） |
| <p>○ 我が国の農林漁業・農山漁村が、就業者の減少や高齢化、所得の減少など厳しい状況にある中、農林水産業の競争力強化の観点から進められている生産現場と需要面をつなぐ6次産業化に関する各種施策を総合的に評価する。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6次産業化については、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において「6次産業の市場規模を2020年（平成32年）に10兆円とする」との政策目標が掲げられており、平成25年度の実績値は4.7兆円（47%） ・ 平成26年3月末時点で、6次産業化法（平成22年法律第67号）に基づき、6次産業化の中心的な取組である総合化事業を実施している事業者（1,698事業者）において、おおむね事業計画どおりに事業を実施中の者は3割弱（28%）で、事業の多くが計画に比べて遅延。中には、計画した事業が実施されていない者も存在（5%） ・ 平成28年1月時点で、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成24年法律第83号）に基づき、全国53のサブファンドへ総額750億円の支援決定が行われているが、出資決定額は62億円（81件） | |
| 想定調査項目 | <p>① 農林漁業の6次産業化に関する政策・施策の実施状況</p> <p>② 農林漁業の6次産業化に関する政策・施策の効果の発現状況</p> |
| 調査等対象機関 (予定) | 農林水産省、経済産業省、（株）農林漁業成長産業化支援機構、都道府県、市町村、関係団体等 |

行政評価局調査テーマの概要

| | |
|--|--|
| 実施年度 | 平成28年度 |
| テーマ | クールジャパンの推進に関する政策評価（総合性確保評価） |
| <p>○ 伝統文化・地域文化など、日本の豊かな文化を背景としたコンテンツ、日本食・日本産酒類などの「日本の魅力」を効果的に発信し、産業育成や海外需要の取り込みに結実させるためのクールジャパンの推進に関する各種施策を総合的に評価する。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「日本再興戦略 - JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）において、クールジャパンを国家戦略と位置付け、官民一体となって取組を強化するとされている。 ・ また、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成27年11月27日閣議決定）においては、オールジャパンで日本の魅力を発信し大会の開催に向けた機運の醸成を図る等とされている。 ・ 日本再興戦略で2018年度までに2010年度（約66億円）の約3倍にするとされた放送コンテンツ関連海外市場売上高をみると、2014年度には約144億円となっているなど目標達成に向けて一定の進捗がみられる一方、クールジャパンに関する各種取組については、官と民、あるいは業種間の連携はいまだ十分でなく、単発の取組にとどまっていることは否めないとの指摘もなされている（「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」（平成27年6月17日クールジャパン戦略推進会議））。 | |
| 想定調査項目 | <p>① クールジャパンの推進に関する政策・施策の実施状況</p> <p>② クールジャパンの推進に関する政策・施策の効果の発現状況</p> |
| 調査等対象機関 (予定) | 内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、独立行政法人、都道府県、市町村、関係団体等 |

行政評価局調査テーマの概要

| | |
|---|---|
| 実施年度 | 平成28年度 |
| テーマ | いじめ防止対策の推進に関する調査 |
| <p>○ 教育再生に向けて避けて通れない緊急課題として位置付けられているいじめ防止対策（早期発見・早期対応策、インターネットを通じて行われるいじめ対策、外部専門家を活用した取組、地域関係機関との連携協力推進等）の実施状況等の実態を明らかにする。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省が実施した平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果によれば、いじめの認知件数は年間18万8,072件であり、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるものなど重大事態の発生件数は449件 ・ 政府は、「内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある」（「教育再生実行会議の開催について」（平成25年1月25日閣議決定））として、教育再生実行会議を開催。同会議では、いじめ問題への対応を教育再生に向けて避けて通れない緊急課題と位置付け ・ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が平成25年6月成立、同年9月施行 <ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめ防止のための対策に関する基本的な方針」の策定について規定（文部科学省は、同年10月、国の基本方針を策定） ・ 国及び地方公共団体は、相談体制の整備、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他関係機関等の連携強化、教員の資質向上、ネットいじめに対処する体制の整備、いじめ防止のための調査研究などを実施 ・ 学校は、道徳教育の充実、いじめの早期発見、相談体制の整備、ネットいじめ対策などを推進するとともに、個別のいじめに対し、事実確認、いじめを受けた児童等・保護者への支援、いじめを行った児童等への指導又はその保護者への助言などを実施 ・ これらの取組を推進するに当たり、外部専門家を活用 | |
| 想定調査項目 | <ul style="list-style-type: none"> ① いじめ防止対策の体制の整備状況 ② いじめ防止対策の実施状況 ③ 関係機関等の連携状況 |
| 調査等対象機関 (予定) | 国家公安委員会（警察庁）、法務省、文部科学省、厚生労働省、都道府県警察、都道府県・市町村（教育委員会を含む）、関係団体等 |

行政評価局調査テーマの概要

| | |
|--|---|
| 実施年度 | 平成28年度 |
| テーマ | 介護施策に関する行政評価・監視 |
| <p>○ 高齢化の進展を背景として、介護サービス受給者数の急増、介護施設や介護労働者の不足、介護離職の増加など、介護をめぐる深刻な影響が現れている中、介護保険法（平成9年法律第123号）等に基づく施策の実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防サービス及び介護サービスの平成26年度の受給者数は588万人で、16年度の414万人と比べ10年間で1.4倍に増加。平成26年度の介護総費用は10兆円で、同じく10年間で1.6倍に増加。65歳以上の者が支払う介護保険料は、全国平均（月額）で平成12年度2,911円から27年度5,514円に引上げ ・ 政府は「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議）において「介護離職ゼロ」を掲げ、在宅・施設サービス等の整備の充実・加速化、介護サービスを支える介護人材の確保等の取組を推進 ・ 認知症高齢者の数は平成24年で462万人と推計されており、37年には700万人となり、65歳以上の高齢者の5人に1人に達することが見込まれ、国は「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（平成27年1月27日）等に基づき認知症対策を推進 | |
| 想定調査項目 | <ul style="list-style-type: none"> ① 介護離職・離職対策の状況 ② 介護保険事業の実施状況 |
| 調査等対象機関 (予定) | 厚生労働省、都道府県、市町村、関係団体等 |

行政評価局調査テーマの概要

| | |
|--|---|
| 実施年度 | 平成28年度 |
| テーマ | 感染症対策に関する行政評価・監視 |
| <p>○ グローバル化の進展等により出入国者数の増加がある中、国外で重大な感染症の流行がみられ、国内でも新型インフルエンザの流行や、結核患者の発生等があることを踏まえ、感染症対策として講じられている施策や国内対応の実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年の訪日外国人旅行者は1,974万人（対前年比47%増）で過去最高に達するなど出入国者数が増加している中、エボラ出血熱や中東呼吸器症候群（MERS）等の重大な感染症が国外で流行。国内においても、平成21年度に発生した新型インフルエンザの推計受診患者数は2,077万人、26年度の新登録結核患者数は1.9万人の状況等がみられる。 ・ 国等は、感染症の発生、まん延の防止を図ること等を目的として、検疫法（昭和26年法律第201号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、予防接種法（昭和23年法律第68号）等に基づき各種対策を実施 ・ 感染症患者の入院先として都道府県知事が指定する第1種感染症指定医療機関は、平成28年1月4日現在、全国で47医療機関（88床）が指定されているが、6県では未指定 | |
| 想定調査項目 | <ul style="list-style-type: none"> ① 検疫所等における水際対策の実施状況 ② 感染症発生時に備えた取組状況 |
| 調査等対象機関 (予定) | 厚生労働省、総務省、都道府県、市町村、関係団体等 |

行政評価局調査テーマの概要

| | |
|--|---|
| 実施年度 | 平成28年度 |
| テーマ | 買物弱者対策に関する実態調査 |
| <p>○ 全国的な人口減少や高齢化、過疎化の影響もあり、買物弱者が社会問題化する中、買物弱者対策の継続的な取組を推進するため、国及び地方公共団体における事業の実施状況、事業者等における取組状況等の実態を明らかにする。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省及び農林水産省では、買物弱者等の数を独自に算定しており、それぞれ約700万人、約850万人と推計 ・ 買物弱者への対応については、「総合物流施策大綱（2013-2017）」（平成25年6月25日閣議決定）、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）等において、地方公共団体や民間事業者等の取組を支援・推進する旨が盛り込まれている。 ・ 関係府省は、それぞれの所管行政の中で補助金や交付金による支援を行っているが、経営基盤の弱い事業主体が実施する宅配サービスや買物送迎サービス等では、補助金等の終了後、取組の継続が困難となり、サービスを打ち切ったり、サービス内容を縮小するなどの例あり ・ なお、人口減少や高齢化が進む過疎地域等においては、地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がない等一定の条件を満たせば、自家用有償旅客運送者が、国土交通大臣の許可を受けて、有償で少量の貨物を運送できる新たな制度を平成28年4月から施行予定 | |
| 想定調査項目 | <ul style="list-style-type: none"> ① 買物弱者対策に資する事業の現状 ② 国における買物弱者対策に資する事業の実施状況 ③ 地方公共団体における買物弱者対策に資する事業の実施状況 ④ 関係団体・事業者における買物弱者対策の取組状況 |
| 調査等対象機関 (予定) | 内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、都道府県、市町村、関係団体・事業者 |

行政評価局調査テーマの概要

| | |
|--|--------------------------------|
| 実施年度 | 平成28年度 |
| テーマ | 公的住宅供給に関する行政評価・監視 |
| <p>○ 公営住宅は、高度経済成長期の住宅不足を背景に整備され、現在、施設の老朽化や入居者の高齢化が進行。一方、少子高齢化や人口減少、厳しい雇用情勢を背景に低所得者層が増加、住宅困窮者が多様化。このような経済社会環境の変化を踏まえ、公営住宅等の整備状況、公営住宅の管理・運営状況について実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づき、住生活基本計画（全国計画）を策定し、住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障害者等）がその特性に応じて適切な住宅を確保できるよう、公営住宅等公的賃貸住宅を的確に供給するとともに民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を推進 ・ 都道府県は、住生活基本計画（全国計画）を踏まえ、都道府県ごとに基本計画を策定し、当該計画に基づき、公営住宅等の供給、管理・運営を実施 ・ 平成25年度末現在、地方公共団体等が管理する主な公営住宅等の管理戸数は、公営住宅が約216.2万戸、地域優良賃貸住宅等が約17.0万戸、都市再生機構賃貸住宅が約72.6万戸、地方住宅供給公社賃貸住宅が約12.9万戸 ・ 地方公共団体では、①公営住宅等の供給に当たって、住宅確保要配慮者の実態や地域のニーズが十分把握されていない、②公営住宅以外の公的賃貸住宅や民間賃貸住宅など既存ストックの有効活用が進んでいない、③公営住宅の管理・運営が適切、効果的なものとなっていない状況がみられる。 | |
| 想定調査項目 | ① 公営住宅等の整備状況 ② 公営住宅の管理・運営状況 |
| 調査等対象機関 (予定) | 国土交通省、都道府県、市町村、関係団体等 |

行政評価局調査テーマの概要

| | |
|---|---|
| 実施年度 | 平成28年度 |
| テーマ | 貸切バス等の安全確保対策に関する行政評価・監視 |
| <p>○ 「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視」を実施し、平成22年9月に貸切バスの安全対策全般について勧告。その後、貸切バス事業に関しては、運転者による事故防止のため、新たな運賃・料金制度の開始や自動車運送事業の監査方針の策定等、安全確保のための取組が進められているところ</p> <p>○ しかし、近年も、貸切バスによる重大事故が発生していることから、これらの取組の実効性が確保されているか等の実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視」 (平成22年9月勧告、23年5月回答、24年8月2回目の回答) ・ 関越自動車道高速ツアーバス居眠り運転事故が発生(平成24年4月) ・ 国土交通省は、上記事故を受け、「バス事業のあり方検討会」を開催。検討結果を踏まえ、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を公表(平成25年4月) ・ 同プランに基づき、高速ツアーバスの新高速乗合バスへの移行(平成25年8月)、新運賃・料金制度への移行(平成26年4月)、事業者の安全性チェックの強化、実施状況のフォローアップ等を実施 ・ 平成28年1月に長野県軽井沢町でスキーバス事故が発生。国土交通省は、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置し、徹底的な再発防止策について検討中 | |
| 想定調査項目 | <p>① 貸切バス事業者・旅行業者の法令遵守状況</p> <p>② 貸切バス事業者・旅行業者に対する指導・監督状況 等</p> |
| 調査等対象機関 (予定) | 国土交通省、厚生労働省、都道府県、事業者、関係団体等 |

行政評価局調査テーマの概要

| | |
|-----------------|--|
| 実施年度 | 平成28年度 |
| テーマ | <p>小型家電リサイクルの推進に関する行政評価・監視</p> <p>○ 市町村が廃棄物として処理する使用済小型電子機器等には、レアメタルを始め有用金属が含まれており、その資源回収を促進するため、新たに創設された小型家電リサイクル制度に関する市町村、関係事業者の取組の実態を把握し、更なる促進に当たっての課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レアメタルを始めとする有用金属は枯渇性資源であり、家庭や事業所に退蔵する使用済みの携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機などの小型電子機器等に含まれる有用金属を回収し、再利用していくことが必要 ※ 世界の金属使用量の推計では、2050年までに中国、インド等の経済発展国の使用量増大によりレアメタル等は現有の埋蔵量では賅い切れないとの指摘（国立研究開発法人物質・材料研究機構） ・ 使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、小型家電リサイクル法（平成24年法律第57号）が平成25年4月に施行。平成27年4月現在、小型家電リサイクル制度を「実施済み」の市町村は1,073団体（約62%）。他方、経費負担増等から、「実施しない」・「未定」とする市町村は436団体（約25%） ・ 政府の平成27年度資源化目標14万トン／年（「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針」（平成25年3月環境省・経済産業省告示））に対し、26年度実績は5万トン（約36%） ・ 市町村の現場では、回収品の持ち去りなどが発生し、個人情報保護対策や盗難防止対策も課題 |
| 想定調査項目 | <p>① 市町村の取組状況</p> <p>② 回収方法・回収量と費用対効果の状況</p> <p>③ 個人情報保護対策・盗難防止対策の実施状況</p> |
| 調査等対象機関 (予定) | 環境省、経済産業省、都道府県、市町村、関係団体等 |

行政評価局調査テーマの概要

| | |
|--|--|
| 実施年度 | 平成28年度 |
| テーマ | 公文書等管理に関する行政評価・監視 |
| <p>○ 公文書等管理については、平成23年4月に公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）が施行され5年が経過する中、文書の紛失・誤廃棄の発生や国立公文書館等への移管が進んでいない実情を踏まえ、行政機関等における公文書等の管理状況についての実態を把握し、課題の整理を行う。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統一的な行政文書の管理ルールや歴史公文書等の保存及び利用のルール等を定めた公文書管理法が平成23年4月1日に施行 ・ 法施行後5年（平成28年3月末）を目途に見直しを検討（公文書管理法附則第13条） ・ 平成26年度の文書の紛失・誤廃棄件数は、行政機関130件、独立行政法人等68件 ・ 平成24年度には、原子力安全・保安院から原子力規制委員会に引き継ぐ行政文書142ファイルの紛失も発覚 ・ 原子力規制委員会では、平成27年度に、公文書管理法に基づき内閣府に報告している「行政文書の管理の状況調査」に関し、不適切な報告があったことも判明 ・ 平成26年度の行政機関の保存期間満了ファイルに占める国立公文書館等への移管ファイル数は、1万3,696ファイル（0.4%）。一方で保存期間を延長したファイルは98万8,912ファイルあり、うち、通算の保存期間が60年以上となるファイルは7,362ファイル | |
| 想定調査項目 | <ul style="list-style-type: none"> ① 行政機関における行政文書の管理状況 ② 独立行政法人、国立大学法人等における法人文書の管理状況 ③ 国立公文書館等への移管の状況 |
| 調査等対象機関 (予定) | 全府省、独立行政法人、国立大学法人、都道府県、市町村、関係団体等 |

行政評価局調査テーマの概要

| | |
|--|--|
| 実施年度 | 平成28年度 |
| テーマ | 申請手続等の見直しに関する調査 |
| <p>○ 法令に基づく申請手続等の中には、①国家資格取得時等の手続における提出書類について、戸籍謄本・抄本が必要とされているものや、住民票の写しでも可とされているものがある、②相続時の各種手続における提出書類について、戸籍謄本・抄本の原本が還付される場合とされない場合があるなど、提出書類の取扱いが区々となっているものがみられることから、申請負担の軽減を図る観点から、申請手続等における提出書類の取扱状況の実態を明らかにする。</p> <p><背景事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家資格取得時等の手続、相続税の申告等相続時の各種手続における戸籍謄本等の提出は関係法令等で規定 ・ 国家資格取得時等の手続において提出が求められている戸籍謄本・抄本を住民票の写しに代えてほしいとの要望あり ・ 相続時の各種手続においては、現在、戸籍謄本・抄本の原本提出が求められることが多く、複数枚の原本を用意する必要があるが、負担軽減の観点から原本を還付してほしいとの要望あり | |
| 想定調査項目 | <p>① 申請手続等における戸籍謄本等提出書類の徴取状況</p> <p>② 戸籍謄本等の提出書類における確認事項</p> |
| 調査等対象機関 (予定) | 全府省、都道府県、市町村、関係団体等 |

1. 行政評価局調査の意義

総務省が実施する行政評価局調査は、行政の不断の見直し、質の向上、国民の行政に対する信頼確保など行政運営の改善のために行われるものである。調査には、①複数府省にまたがる政策や府省に共通する制度や手法を活用する政策を横断的に評価する「統一性・総合性確保評価」と、②対象を特定の政策に限定せずに各府省の業務の実施状況をチェックする「行政評価・監視」という二つがあり、そのいずれが適当であるかは対象テーマに応じて判断がなされている。

政策評価審議会（以下「当審議会」という。）としては、こうした行政評価局調査には以下に述べるような点に特色や意義があると考えられる。すなわち、各府省が自ら評価し、改善するマネジメントサイクルと共通する部分もあるが、行政評価局調査は、政府内にあって施策や事業の担当府省とは異なる立場からしがらみなく、また、一府省内だけでなく、府省全体を俯瞰し横断的な観点からチェックを行うという点がその独自の強みであると言える。加えて、管区行政評価局・行政評価事務所等全国に配置された調査スタッフを動員し、政策や業務の実施状況について直接実地の調査を行う点もまた行政評価局調査の強みである。こういった強みのある取組により、課題・問題点を把握・提起することや、その課題・問題点を実証的に分析した結果に基づき対象府省に対して行政の制度・運営の改善方を勧告という形で提示することを可能としている。

それゆえ、複数府省が関係しており一府省では十分に評価が行えない、受益者意見が公共サービスに十分に反映されていない、関係府省の施策・事業では対応できていない、霞が関で企画した政策が現場に浸透していないなどの行政課題があるといった事案において、総務省が調査結果に基づく具体的な改善方を提示することを当審議会は期待している。

2. 問題意識

1. の行政評価局調査の意義に照らし、調査の対象テーマは国の行政全体に渡り、調査の検討・実施に当たっては様々な課題・問題点に目を配ることが求められる。当審議会が調査テーマの選定に関する具体的な審議を進めていくに当たり行政評価局調査との関連において、我が国の行政が置かれている現状の認識・問題意識を以下に述べる。

第一に、時代の変化に伴う行政の対応に係る課題・問題点が挙げられる。経済社会環境の変化・科学技術等の進歩が大きい現代において、行政がその変化に適切に対応できていない状況が、一部に生じている。

第二に、国として重点的に推進している政策に係る課題・問題点がある。行政課題の複雑化・高度化により、府省横断的なものが多くなっている。こうした政策では、全体の基本方針を定める行政機関とその方針を受けて個別の施策・事業を実施する行政機関との連携関係など、政策の全体像の把握が難しくなっている。

第三に、多様化する公共サービス提供主体に係る課題・問題点がある。各府省や地方公共団体にとどまらず、NPOや民間企業なども公共サービスの提供主体の役割を担うなど、従来に比べその提供主体の多様化が進んでいる。その結果、行政機関のみを調査・評価の対象として狭く捉えていたのでは、国民目線での政策の全体像を把握することが難しくなっている。

第四に、複数の施策・事業分野に共通した政策視点の設定に係る課題・問題点がある。複数の施策・事業について、共通する行政上の特性に応じた横串を通して総合的に調査・評価することは非常に効果的であると考えられるが、一見、担当府省が異なり直接関連しない施策・事業同士であるため、その共通視点の設定と総合的分析が困難なことが多い。

当審議会は、これらの課題・問題点に対し、行政運営の実際的な改善につながる行政評価局調査がどのようにアプローチすべきかを議論してきた。

3. 中長期的なテーマ選定の考え方・視点

我が国の行政課題は多岐に渡る中、近年の行政評価局調査では、年間10～12程度のテーマが新たに提起されている。当審議会は、これまでの対象テーマは主として現下の課題への対応を念頭に総務省が選定してきたと認識している。しかし、テーマ選定に当たっての考え方が必ずしも明示されてきたとは言えず、対象テーマの選定理由や問題意識が不明確である、行政評価局調査の目指す方向性が不明である等の声もあったところである。当審議会としては、総務省が限られたリソースを十分に活用し、行政評価機能を的確かつ継続的に発揮していくために、これまできちんとした形で明示されて来なかったテーマ選定の基本的考え方、調査の意義や必要性が明確にされ、中長期的に一貫した考え方の下、テーマ選定を行うことが必要であるとする。

したがって、行政評価局調査の具体的なテーマ選定に当たっては、

- ・ 行政評価局調査のテーマに通底する問題意識・視点
- ・ 行政評価局調査の設計の際に複数のテーマで共通して取り上げるべき視点から検討されることが望ましく、当審議会としては、総務省がテーマ選定する際に拠って立つべき基本的考え方として、2. の問題意識に対応する形で、具体的に、

以下の四つの視点を提示するとともに、各視点において中長期（3～5年程度）的に焦点を当てる事項・分野を明らかにする。

【視点①：経済社会環境の変化に即した見直し】

時の経過に伴う技術の進歩や国民の関心・意識・行政に対する考え方の変化、人口構成の変化など経済社会環境の変化に即して、新たな行政ニーズが発生した、又は行政が果たすべき役割を終えたため、行政制度を運用する施策や事業の見直しが必要となっているものがあるのではないか。

当審議会としては、当面、受益者のニーズに応じた施策・事業の見直し、現行の施策・事業では対応できない課題への対応、技術進歩に伴う施策・事業の在り方の検証、制度創設から長期にわたって見直しが行われていない制度を運用する施策の検証などを念頭にテーマが検討されることが望ましいと考える。

【視点②：国としての重点政策に係る府省横断的な課題把握】

国として重点的に取り組んでいる政策について、内閣の基本方針及び個々の施策・事業の双方をチェックすることで、関連する施策・事業の総合的な推進を阻害している課題・問題点を把握することができるのではないか。

当審議会としては、当面、経済成長への貢献、高齢社会への対応、子ども・子育て支援、女性活躍の推進、イノベーションの創出、防災対策、健康増進対策・疾病対策、消費者行政の在り方などの施策・事業を念頭にテーマが検討されることが望ましいと考える。

【視点③：公共サービス提供の多様化に対応した国民目線の課題把握】

NPOや民間企業等の新たな公共サービス提供主体に視点を強化した調査を実施することで、より国民目線からの政策課題把握が可能になるのではないか。例えば、様々なサービス提供主体間で、目指す目標が共有されていないために十分に効果が発揮されていない個々の施策・事業の効果を高めるため、政策目標を見直すというアプローチがあるのではないか。また、複数のサービス提供主体間で、重畳・競合している施策・事業を見直す、狭間の行政課題の対応策を講じるというアプローチもあるのではないか。

当審議会としては、上記アプローチをとる分野としては、行政機関以外の公共サービス主体が数多く生まれ、行政よりも先駆的な取組を行っている施策・事業分野や、行政だけではサービスを隅々まで行き渡らせることが困難な施策・事業分野などを念頭に検討されることが望ましいと考える。

【視点④：共通の政策視点を持った総合的なアプローチ】

複数の施策・事業分野に共通の視点として、公共サービスの受益者から見た

行政の共通性や、幅広い国民参加が必要な国家的事業との関係の共通性などに着目して、個別の施策・事業を順次取り上げつつ、総合的な評価を行うアプローチがあるのではないか。

当審議会としては、上記アプローチをとる分野としては、当面、申請手続・調達手続等の国民目線からの見直し、行政のICT化に伴う公共サービスの在り方の変化などを念頭に検討されることが望ましいと考える。

ただし、上記【視点①～④】に当てはまらないものであっても、国民生活に密着した身近な行政課題や急に発生した国民の関心の高い社会事象に行政の対応が求められているものなど、行政評価局調査を行うことが適当と考えられる場合には、これを実施することが必要であるとする。

また、上記視点に照らして選定したテーマについても、選定後の状況の変化を踏まえて見直すことが必要であるとする。

4. テーマ検討に当たっての考え方の見直し

3. の視点①及び視点②において焦点を当てる事項並びに視点③及び視点④において取り上げていく分野については、3～5年程度が経過した後に、当審議会として、その時点において要請されている課題・問題点を踏まえて見直すこととする。

また、上記四つの視点や本考え方の枠組み自体についても、行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じてその在り方を見直すこととする。